

平成27年3月教育委員会会議録

- 日 時 平成27年3月24日(火) 午後4時～午後4時45分
○場 所 櫛引庁舎・教育委員室
○出席委員 1番 毛呂 光一(委員長職務代理者)
2番 難波 信昭(教育長)
3番 佐藤 清美
4番 佐竹 美津子
5番 田中 芳昭(委員長)
欠席委員 なし
○傍聴人 なし

出席議事説明職員氏名

教育部長	長谷川 貞 義	管理課長	石 塚 健
学校教育課長	生 田 浩 樹	学校教育課指導主幹	成 澤 和 則

出席事務局職員氏名

管理課庶務主査 鶴 見 美由紀

会議次第

1. 開会
2. 会議録署名委員の指名
3. 議事
 - 日程第1 議第 9号 教職員の処分内申について
 - 日程第2 議第10号 平成27年度市職員人事異動について
 - 日程第3 議第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
 - 日程第4 議第12号 鶴岡市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の制定について
 - 日程第5 議第13号 鶴岡市教育委員会教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の制定について
 - 日程第6 議第14号 鶴岡市教育委員会教育長の勤務時間に関する規則の制定について
4. 報告事項
なし
5. 閉会

開 会 (午後 4 時)

- 委員長 ただ今から 3 月の定例教育委員会を開会する。
- 市民憲章唱和は省略する。本日の会議録署名委員は、2 番委員にお願い
する。それでは議事に入るが、日程第 1 議第 9 号教職員の処分内申について
と日程第 2 議第 10 号平成 27 年度市職員人事異動については人事案件のため、非公開とすることにご異議ないか。
- 各委員 異議なし。
- 委員長 それでは、議第 9 号と議第 10 号は非公開とする。
 (会議録は別記録とする)
- 委員長 次に、日程第 3 議第 11 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の
一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定につ
いて説明をお願いします。
- 管理課長 第 11 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法
律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について、ご説明申し
上げる。
- 本規則は同地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地教法と略して
呼ばせていただくが、その改正に伴い整合を図る必要が生じた本委員会の
規則 4 本を改正するものである。条文に沿って申し上げる。
- (添付資料の新旧対照表により第 1 条の広告式規則の改正、第 2 条の会
議規則の改正、第 3 条は傍聴人規則の改正、4 条の教育長に対する事務委
任規則の改正について説明がなされた)
- 最後に附則として、改正法に合わせ施行を本年 4 月 1 日からとすると
もに、現教育長が在職中は改正規定は適用しない経過措置を 3 規則の改正
それぞれに設けるものである。ただし 4 番目の事務委任規則の改正につ
いては、委員長を教育長に改めるとか文言的な改正ではないため、法規定と
の不整合は生じ得ないということから、こちらは経過措置を講じないで新
年度からの施行とさせていただくものである。
- 委員長 質問はないか。それでは、確認の意味で伺うが、現行の場合は教育長も
教育委員の一人というわけであるが、新法になると教育長は教育委員では
なくなるという理解でよろしいか。
- 管理課長 そうである。委員とは区別して教育長という職名になる。
- 委員長 意見はないか。ないようなので可決してよろしいか。

各委員 はい。

委員長 異議なしとして、議第11号は可決された。それでは次に、議第12号から議第14号までは関連しているので、一括して提案ということによるしいか。

各委員 はい。

委員長 それでは、議第12号から14号までを一括して説明をお願いします。

管理課長 議第12号から議第14号までの3本の規則については、いずれも改正地教法により新教育長の職務に関する取扱いについて新たに規定を制定するものであることから、まとめてご説明させていただく。

初めに、議第12号鶴岡市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の制定について説明申し上げる。先にご審議、ご可決いただいた条例においては、教育長の職務に専念する義務が免除される場合として、研修、健康診断を受ける2つの場合を規定している他、教育委員会が定める場合を上げていることから、それを本規則の第2条として規定させていただくものである。(議案内容について資料により説明がなされた)

附則においては、施行期日を本年4月1日からとするとともに、現教育長には適用しないという経過措置を他の規則と同様に設けさせていただくものである。

続いて、議第13号鶴岡市教育委員会教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の制定についてご説明申し上げます。地教法第11条第7項において、教育長は教育委員会の許可を受けなければ営利事業等に従事してはならないと規定されたことから、本規則においてその許可の基準を定めるものである。

(議案内容について資料により説明がなされた)

附則については、前の規則と同様である。続いて議第14号鶴岡市教育委員会教育長の勤務時間に関する規則の制定についてご説明申し上げます。勤務時間に関しても、できる限りこれまでと同様な扱いとするという観点からいろいろ規定しているが、いずれも一般職に準じた内容となっている。

(議案内容について資料により説明がなされた)

附則は前の2つの規則と同様である。

委員長 議第12号から議第14号までについて質問はないか。

2番委員 規則改正とはなっているが、教育長はこれまでも一般職の取り扱いとなっているので、今までと変わらないということである。

管理課長 今おっしゃられたように、改正されると新教育長は特別職という形になるが、敢えてこれまでの一般職と同じような扱いを今後ともするうえで、このような形の規則で一つ一つ規定しなくはいけないと考えている。

地教法の改正に伴い関連の法律も変わり、例えばこうした勤務時間については条例で規定するようになっていたものが、今後はそういう規定がなくなるとかの改正があり、今の3本の規則のなかで規定するという形で、その趣旨は今申し上げているように、特別職になるがこれまで一般職であったのと同じ扱いができるようにという形での規則の制定である。

委員長 これは鶴岡市独自の法解釈なのか、あるいは全国的にこのような形になるだろうというものなのか。

管理課長 地教法の改正等に伴い、国、県からの指導及び参考図書等により、おそらくどの市町村も同じような内容で制定するはずである。ただ、各市町村の条例、規則で定めるので独自のものが出てくるようであるが、基本的には全国的な流れに沿った形である。

委員長 この規則は根本法に則って制定し、全国的に比較しても間違いないという形になっているということか。

管理課長 法規定との整合は取るようにしてある。

委員長 その他、意見はないか。

4番委員 教育長の行事が土曜日、日曜日に結構入ることが多いように感じている。月曜日から金曜日までの細かい時間が規定されるわけであるが、集中して行事が土日に多く入ってくる状況だと、一週間の動きがとてもハードだと感じるのだがどうか。

委員長 振替は取れているか。

2番委員 用務が振替基準の4時間未満となる場合が結構あるが、それは振替にはならない。

4番委員 ハードな勤務状況のようである。それに関連して教育長車は去年から車両を借上げて運行する形となっているが、新しい制度で教育長が特別職という立場で動かれるということであれば、以前のようにもっと自由に動ける体制にできないものだろうか。

管理課長 前の状態というと、専属の運転手がいて教育長車があってということで、確かに特別職という扱いであれば身分的に違うということをおっしゃられるのだと思うが、そのことについては市全体でのことになるので、ご意見として承っておく。

2番委員 副市長と教育長の車が公用車としてあったわけであるが、行財政改革により副市長と教育長の公用車は廃止となった。これからまた、特別職だからということで復活するのは無理である。人件費の問題が大きく左右していると思うが、必要な時に必要な運転をするというタクシー会社での運行の形が金額的には相当安くなると思う。迎えを呼ぶ時に電話する等面倒は

あるが、用務がある時に行けるということは副市長も同じだと思う。

市町村によっては教育長車がないところもあり、そういった点では配慮していただいていると思う。

委員長

その他にはないか。それでは一括して議第12号から議第14号までを可決してよろしいか。

各委員

はい。

委員長

それでは、議第12号から議第14号までは可決された。議案は以上であるが、報告事項は何かあるか。委員の皆さんから何かあるか。ないようなので、以上で3月の定例教育委員会を終了する。

閉 会 （午後4時45分）